

「滋賀県国民健康保険運営方針(変更原案)」 に対する意見・情報の募集について

【写】

本県では、県内の統一的な国民健康保険の運営方針として「滋賀県国民健康保険運営方針」を策定し、県と市町が一体となって国民健康保険の安定的な運営を行っています。

このたび、令和8年度から子ども・子育て支援金制度が始まり、全ての健康保険制度で子ども・子育て支援納付金が賦課されることから、現行の「滋賀県国民健康保険運営方針（第3期）」を一部見直すこととし、変更原案を作成しました。

つきましては、その内容を公表し、広く県民の皆さまからご意見・情報を募集します。

なお、お寄せいただいたご意見・情報は、これに対する本県の考え方を整理したうえで公表することとしており、個々のご意見に直接回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

1 公表する資料

「滋賀県国民健康保険運営方針（変更原案）」
「滋賀県国民健康保険運営方針（変更原案）」の概要

2 公表の方法

滋賀県ホームページに掲載するほか、医療保険課（県庁新館2階）、県民活動生活課
県民情報室（県庁新館2階）、各合同庁舎行政情報コーナー、県立図書館および
県立大学に資料を備え付けます。

3 ご意見・情報の募集期間

令和7年12月16日（火）から令和8年1月15日（木）まで（必着）

4 ご意見・情報の提出方法および提出先

- (1) インターネット（「しがネット受付サービス」からの入力）
<https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/surveys-alias/kokuho2025>
- (2) 電子メール ee0003@pref.shiga.lg.jp
- (3) 郵送 〒520-8577（住所の記載は不要です）滋賀県 健康医療福祉部 医療保険課
- (4) ファクシミリ 077-528-4862



5 お問い合わせ先

滋賀県 健康医療福祉部 医療保険課 国民健康保険係 電話077-528-3576（直通）

6 その他

- (1) ご意見・情報を提出いただく様式は特に定めていませんが、必ず住所、氏名（法人にあっては、名称および代表者の氏名）、電話番号を明記してください。（ご意見・情報以外の内容は、公表しません。）
- (2) ご意見・情報は、日本語で提出してください。
- (3) 電話によるご意見・情報はお受けできませんので、ご了承ください。
- (4) 電子メールで送付される場合は、ファイルの添付は行わずメール本文に記載してください。
- (5) しがネット受付サービスで入力される方は、最初に「メールを認証して申請に進む」をクリックしてください。

滋賀県国民健康保険運営方針（第3期）の変更原案の概要

1 概要

滋賀県国民健康保険運営方針は、県が、市町とともに行う国民健康保険の安定的な財政運営ならびに市町の国保事業の広域的および効率的な運営の推進を図ることを目的として、国民健康保険法第82条の2第1項に基づき策定する方針です。

令和8年度から児童手当の拡充等のための子ども・子育て支援金制度が始まり、全ての健康保険制度で子ども・子育て支援納付金が賦課されることを踏まえ、その内容の一部を変更するものです。

2 運営方針の変更について

(1) 計画期間

令和6年度(2024年度)～令和11年度(2029年度)までの6年間です。

今回の変更は令和8年度から適用します。

(2) 変更のポイント

ア 現行の保険料(税)算定区分である「医療分」、「後期高齢者支援金分」、「介護納付金分」の3区分に、新たに「子ども・子育て支援納付金分」を追加します。

イ 実際の保険料(税)率の算定は、現行の3区分の算定方法と同じ算定方法とします。

(3) 変更箇所

「滋賀県国民健康保険運営方針(変更原案)」を新旧対照表のとおり変更しています(12 ページ、13 ページ)。

また、用語解説に「子ども・子育て支援納付金」の項目を追加しています(50 ページ)。

これら以外の箇所については、変更を行っていません。

意見につきましては、上記の変更箇所にお寄せください。

滋賀県国民健康保険運営方針新旧対照表（案）

旧	新
<p>1～3 省略</p> <p>4 保険料（税）の標準的な算定方法および保険料水準の統一に関する事項</p> <p>4-1 保険料（税）の標準的な算定方法に関する事項</p> <p><市町の現状></p> <p>保険料（税）の算定方式</p> <p>本県各市町の保険料賦課においては、5市が保険料として賦課しており、14市町が保険税として賦課しています。</p> <p>賦課方式については、<u>令和5年度時点</u>において13市および<u>5町</u>が3方式（所得割、均等割、平等割）を<u>採用しており、1町が4方式（所得割、資産割、均等割、平等割）</u>を採用しています。</p> <p>省略</p> <p><標準的な算定方法></p> <p>(1) 標準的な保険料賦課方式</p> <p>標準的な保険料（税）の賦課方式は、医療分、後期高齢者支援金分<u>および介護納付金分</u>ともに3方式とします。</p> <p>(2) 標準的な賦課割合</p> <p>ア 応能割と応益割の配分は、医療分、後期高齢者支援金分<u>および介護納付金分</u>ともに 全国と比較した本県の所得水準に応じて設定します。</p> <p>「応能割」：「応益割」＝「所得係数」：「1」とします。</p> <p>所得係数は、「都道府県平均の一人当たり所得」を「全国平均の一人当たり所得」で除することにより算出します。仮に所得水準が全国平均の都道府県であれば1となり、納付金の応能割と応益割の割合は1:1となります。</p>	<p>1～3 省略</p> <p>4 保険料（税）の標準的な算定方法および保険料水準の統一に関する事項</p> <p>4-1 保険料（税）の標準的な算定方法に関する事項</p> <p><市町の現状></p> <p>保険料（税）の算定方式</p> <p>本県各市町の保険料賦課においては、5市が保険料として賦課しており、14市町が保険税として賦課しています。</p> <p>賦課方式については、<u>令和7年度時点</u>において13市および<u>6町</u>が3方式（所得割、均等割、平等割）を採用しています。</p> <p>省略</p> <p><標準的な算定方法></p> <p>(1) 標準的な保険料賦課方式</p> <p>標準的な保険料（税）の賦課方式は、医療分、後期高齢者支援金分、<u>介護納付金分および子ども・子育て支援納付金分</u>ともに3方式とします。</p> <p>(2) 標準的な賦課割合</p> <p>ア 応能割と応益割の配分は、医療分、後期高齢者支援金分、<u>介護納付金分および子ども・子育て支援納付金分</u>ともに全国と比較した本県の所得水準に応じて設定します。</p> <p>「応能割」：「応益割」＝「所得係数」：「1」とします。</p> <p>所得係数は、「都道府県平均の一人当たり所得」を「全国平均の一人当たり所得」で除することにより算出します。仮に所得水準が全国平均の都道府県であれば1となり、納付金の応能割と応益割の割合は1:1となります。</p>

旧	新
<p>イ 応益割の均等割と平等割の標準的な割合は医療分、後期高齢者支援金分および介護納付金分ともに70:30とします。</p> <p>(3) 標準的な賦課限度額 標準的な賦課限度額は、医療分、後期高齢者支援金分および介護納付金分ともに国が政令で定める額を基準とします。</p> <p>(4) および(5) 省略</p> <p>(6) 納付金および標準保険料率算定における標準的な収納率 標準的な収納率は、市町における保険料収納のインセンティブを確保するとともに、収納率向上の努力を促すため、5に定める*規模別目標収納率の達成状況に応じた調整率を、直近3か年の平均収納率に加減して市町毎に設定します。 なお、標準的な収納率は、医療分、後期高齢者支援金分および介護納付金分ともに同じとします。</p> <p>以下、省略</p>	<p>イ 応益割の均等割と平等割の標準的な割合は医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分および子ども・子育て支援納付金分ともに70:30とします。</p> <p>(3) 標準的な賦課限度額 標準的な賦課限度額は、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分および子ども・子育て支援納付金分ともに国が政令で定める額を基準とします。</p> <p>(4) および(5) 省略</p> <p>(6) 納付金および標準保険料率算定における標準的な収納率 標準的な収納率は、市町における保険料収納のインセンティブを確保するとともに、収納率向上の努力を促すため、5に定める*規模別目標収納率の達成状況に応じた調整率を、直近3か年の平均収納率に加減して市町毎に設定します。 なお、標準的な収納率は、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分および子ども・子育て支援納付金分ともに同じとします。</p> <p>以下、省略</p>

第3期 滋賀県国民健康保険運営方針の概要



滋賀県が目指す国保

基本理念: 持続可能な国民健康保険の運営

あるべき姿 県民が健康な暮らしを送れる、いざという時に安心して医療を受けられる国保制度

1 はじめに

①基本理念を実現するための方向性

- 保険料負担と給付の公平化
- 保健事業の推進と医療費の適正化
- 国保財政の健全化

②関係者の役割

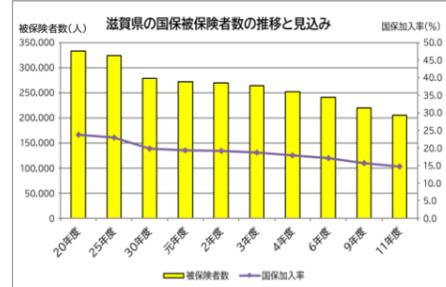
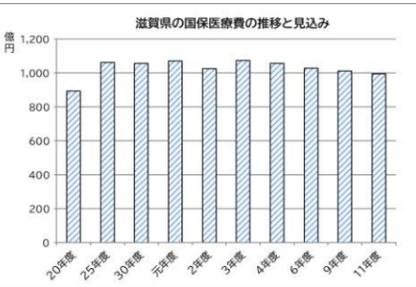
- 県の役割……安定的な財政運営や効率的な事業の確保等
- 市町の役割……保険料率の決定、賦課徴収、保健事業の実施等
- 国保連合会の役割……市町事務の共同事業の実施による効率化等
- 保険医療機関等の役割……適正な保健医療サービスなどの提供等
- 被保険者の役割……保険料の納付、自主的な健康管理

2 基本的事項

- ①策定の目的…… 県が、市町とともに国保の安定的な財政運営ならびに市町の国保事業の広域のおよび効率的な運営の推進を図る。
- ②策定の根拠規定…… 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第82条の2
- ③対象期間…… **令和6年(2024年)4月1日から令和12年(2030年)3月31日まで**
- ④PDCAサイクルの実施

3 県内国保の医療に要する費用および財政の見通し

①医療費の動向と将来の見通し



②財政収支の改善の基本的な考え方

決算補填等目的の法定外一般会計繰入を原則行わない。

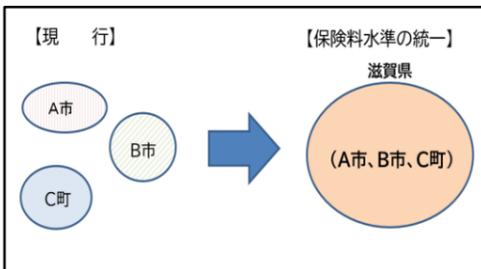
③県国民健康保険財政安定化基金の運用

年度間の調整に活用するため基金へ積立を行う。

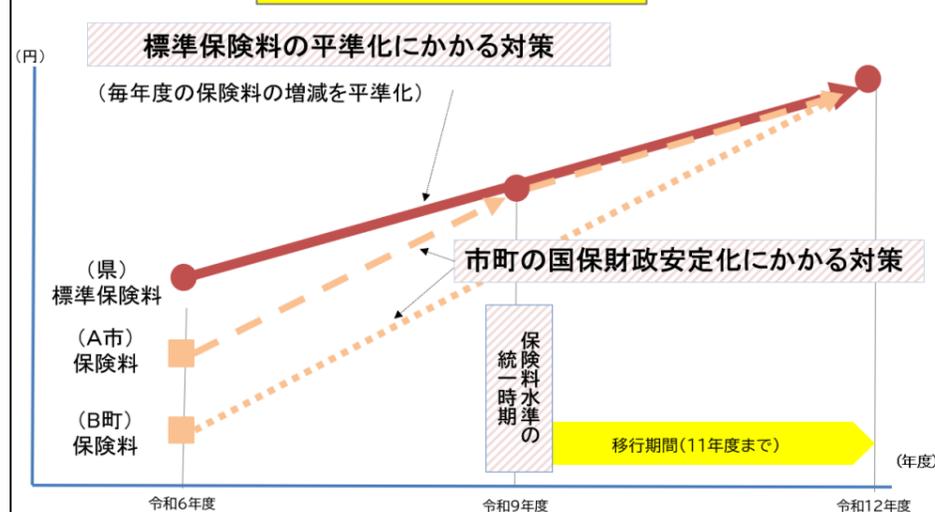
4 標準保険料の算定方法および保険料水準の統一に関する事項

保険料(税)の在り方

県内のどこに住んでいても、同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料(税)となる保険料水準の統一の実現



保険料水準統一のイメージ



①標準保険料の算定方法

- 医療費を県全体で支え合う。
- 出産育児一時金、葬祭費を県全体で支え合う。
- 収納率の違いを県全体で調整をする。

○市町個別の経費・公費の明確化

②保険料水準の統一

○保険料水準の統一の時期について

原則 令和9年度(ただし、市町の個別事情を考慮し移行期間を令和11年度まで設ける。)

○標準保険料の平準化に係る対策

- ・財政安定化基金への計画的な積立を行う。
- ・前期高齢者交付金の一部留保を検討する。

○市町の国保財政安定化に係る対策

- ・納付金の精算制度を構築する。
- ・県2号繰入金拡充を図る。

5 保険料の徴収の適正な実施に関する事項

- ①収納率目標の設定…… 収納率の向上を図るため、保険者(市町)規模別に目標値を設定
市町は毎年度、地域の実情に応じて保険者(市町)別の目標収納率を設定
- ②収納対策の強化に係る取組…… 各市町の収納率目標達成のため、県、市町、国保連合会が取り組む収納対策
(徴収アドバイザーの派遣事業、口座振替の推進、コンビニ収納、**キャッシュレス納付**など幅広い収納機会の拡充など)

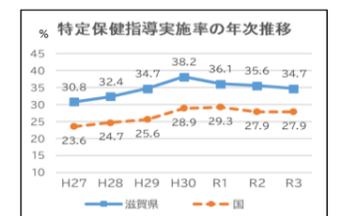
6 保険給付の適正な実施に関する事項

- ①療養費の支給の適正化…… 国のオンライン請求の在り方を注視しながら柔道整復術療養費等に関する患者調査の実施
- ②レセプト点検の充実強化…… 医療保険と介護保険の給付調整について、「医療給付情報突合リスト」を用いたレセプト点検を実施

7 保健事業の取組に関する事項

「県データヘルス計画」を策定(保健事業の取組)

- ・特定健診受診率向上対策
- ・特定保健指導実施率向上対策
- ・糖尿病性腎症重症化予防対策
- ・フレイル予防
- ・重複・頻回受診者、多剤投与者等訪問指導事業等



8 医療費の適正化の取組に関する事項

- ①後発医薬品の使用促進…… 後発医薬品の使用促進についての理解が得られるよう、後発医薬品差額通知等を実施
- ②重複受診・頻回受診、重複服薬、多剤投与者の受診の適正化の取組…… 訪問指導において薬剤師の同行による服薬指導等
- ③健康課題や医療費に関するデータ分析…… 広域的な視点による市町の健康課題等の分析

9 事務の広域的、効率的および標準的な運営の推進に関する事項

- ①高額療養費の支給申請手続…… 高額療養費支給申請手続の簡素化を検討
- ②国保基幹システムの標準化…… 令和7年度末までの市町村事務処理標準システム等の導入
- ③オンライン資格確認等への対応…… 国のデジタル化に対応した事務の効率化を検討

10 保健医療サービスおよび福祉サービス等に関する施策との連携に関する事項

- ①地域包括ケアシステムの構築・推進に係る国保としての参画
- ②医療資源の偏在の解消

11 関係団体との連携強化

医師会、歯科医師会、薬剤師会、栄養士会、保険者協議会その他関係団体との連携

12 国民健康保険運営方針の見直し

対象期間中であっても、必要と認められるときは、見直しを行う。

令和7年12月10日付け 国保新聞記事（抜粋）

「国保料の均等割 軽減対象拡充について」



急速に少子高齢化が進む今日、米原市では国において実施される未就学児の国民健康保険税（以下「国保税」といいます。）の軽減措置と合わせて、子育て世代への更なる支援を目的として、国保税のうち 18 歳以下の子どもに係る均等割を実質ゼロとするため、応援金を支給します。



対象となる方

令和 7 年 6 月 1 日において、平成 19 年 4 月 2 日以降に生まれた市国保の被保険者（以下「対象被保険者」といいます。）がいる世帯であり、令和 7 年度分の国保税の納付を要する世帯の世帯主



応援金の支給額 国保税の均等割額の年額（軽減世帯（※注 1）は、軽減後の年額）

【算定方法】対象被保険者一人当たりの額×各世帯の応援金対象被保険者（18歳以下）の人数

【対象被保険者一人当たりの額】

未就学児以外：平成19年4月2日から平成31年4月1日までに生まれた国保被保険者
 軽減なし世帯 39,400円、2割軽減世帯 31,520円、5割軽減世帯 19,700円、
 7割軽減世帯 11,820円

未就学児：平成 31 年 4 月 2 日から令和 7 年 6 月 1 日までに生まれた国保被保険者（注 2）
 軽減なし世帯（5割軽減） 19,700円、2割軽減世帯（6割軽減） 15,760円、
 5割軽減世帯（7.5割軽減） 9,850円、7割軽減世帯（8.5割軽減） 5,910円

※注 1 国保税は世帯の前年中の所得により、均等割額、平等割額の 7 割、5 割、2 割を軽減しています（所得申告が必要）。

※注 2 未就学児については、令和 7 年度国保税は上記（注 1）と合わせて、均等割額の 5 割を軽減して課税しています。例えば 7 割軽減対象の未就学児の場合、残り（3 割）の半分が減額され、8.5 割軽減となります（納税通知書には軽減後の税額を記載しています。）。本応援金は国制度による軽減後の自己負担相当額を支給します。

〈例 1〉市国保に加入している軽減なし世帯で、対象被保険者が 2 人（未就学児以外 1 人、未就学児 1 人）いる世帯 39,400 円 + 19,700 円 = 59,100 円

〈例 2〉市国保に加入している 2 割軽減世帯で、対象被保険者が 3 人（未就学児以外 2 人、未就学児 1 人）いる世帯 31,520 円 × 2 人 + 15,760 円 × 1 人 = 78,800 円



応援金の申請方法

この応援金を受け取るには、令和7年9月30日までに、同封の封筒に「米原市国民健康保険子育て世帯応援金申請書兼請求書」、振込口座が確認できる書類を入れ、郵送してください（窓口の混雑緩和等のため、庁舎窓口での申請手続は可能な限りお控えください。）。詳しくは、市公式ウェブサイトをご確認ください。



応援金の受取方法

申請書兼請求書において指定いただいた金融機関口座に入金します。



留意事項

- 応援金申請書兼請求書には、あらかじめ支給申請・請求額、支給基準に該当する方の名前等を記載しています。御確認のうえ、申請者の住所、氏名、電話番号を記入のうえ、提出してください（申請者と口座名義人が異なる場合は押印要）。
- 応援金の支給を受けられたのち、応援金の対象となる子どもが、令和7年5月31日以前に遡って国保資格を喪失された場合、または6月1日に国保に加入され、6月2日から6月30日までの間に国保資格を喪失された場合（遡及して喪失された場合も含みます。）は、本応援金の支給対象外となります（万一、支給対象外となった場合は応援金を返金いただくこととなりますので、該当する場合は申請を御遠慮ください。）。
- 振込先口座の確認書類（通帳またはキャッシュカード）の写しを添付してください（当市の国保税の引落としに現に使用している口座を指定いただく場合は不要です。）。
- 本応援金は一時所得として課税対象となりますので御注意ください。一時所得は、所得金額の計算上、50万円の特別控除が適用され、他の一時所得とされる金額との合計額が50万円を超えない限り、課税対象とならないこととされています。
- 本応援金は子育て世帯への支援として支給するものです。国保税は適正に納付いただきますようお願いいたします。



問い合わせ先 米原市役所 市民部市民保険課【本庁舎】

〒521-8501 米原市米原1016番地

電話 0749-53-5114